

平成26年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律]

フランス法人である**X**社は、革製品の製造販売を行う事業者である。**X**社の製品は、フランスではブランドイメージが高いが、日本においてはあまり知られていない。**X**社のバッグ**α**は、**X**社が独自に開発したものであり、その形態及び模様、従来のバッグにはない特徴がある。

日本法人である**Y**社は、**X**社と輸入総代理店契約を締結しており、現在のところ日本では**Y**社のみが**X**社製品を独占的に輸入販売している。日本において**X**社製バッグ**α**の売上げが徐々に伸びているのを知った日本法人**Z**社は、近い将来バッグ**α**が日本でも人気を博しそうだと考えて、**X**社に対し自社とも輸入代理店契約を締結するよう申し入れたが、**X**社はこれを断った。

そこで**Z**社は、韓国における**X**社の輸入代理店からバッグ**α**を購入し、日本へ並行輸入して販売する計画を進めることにした。韓国の代理店を選んだのは、輸送コスト等を加味すると、他の海外代理店から並行輸入するのは現実的でなかったからである。しかしこれを知った**Y**社が韓国の当該代理店に対し、**Z**社へバッグ**α**を供給しないよう強く要請したため、上記計画は実現の見込みが無くなった。

これを受けて**Z**社は、バッグ**α**と見分けがつかないほど形態及び模様が酷似するバッグ**β**を東南アジアのある国で製造して、これを日本に輸入し、販売した。

- (1) 輸入総代理店である**Y**社は、**Z**社に対して、不正競争防止法上いかなる請求をなそうるか。
- (2) **Y**社が韓国の輸入代理店に対してバッグ**α**を**Z**社へ供給しないよう要請した行為は、独占禁止法上問題がないか。

【100点】